



鳥取県公報

平成 27 年 12 月 24 日(木)
号外第 1 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例 (54) (循環型社会推進課) 5
	地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例
	(55) (住まいまちづくり課) 9

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全する。

2 条例の概要

(1) 県民、県等の責務を定める。

(2) 使用済物品回収業の届出

使用済物品回収業を営もうとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(3) 使用済物品回収業を営む者について、使用済物品を屋外で保管し、又は運搬するときに従わなければならない基準を設ける。

(4) 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(5) 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、当該取引に関する記録を作成しなければならない。

(6) 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

(7) 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺の生活環境を悪化させてはならず、それを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(8) 知事は、必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、記録、書類その他の物件を検査させることができる。

(9) 改善命令

ア 知事は、使用済物品回収業を営む者が(3)及び(4)の基準等に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

イ 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が使用済物品を処分していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(10) 罰則

ア 改善命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

イ 使用済物品回収業を営む者が、届出、記録の作成又は報告若しくは検査の業務に従わないときは、5万円以下の過料に処する。

(11) 施行期日は、平成28年7月1日とする(10)に関する事項を除き、平成28年4月1日とする。

◇地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例の新設について

第1 条例の新設理由

鳥取県の特徴を活かし、地方創生の推進を図るため、高齢者、障がい者等が暮らしやすい地域社会の構築に関係する3つの条例について改正を行う。

第2 条例の概要

1 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正

次に掲げる開発行為又は建築物の用途の変更は、周辺における市街化を促進するおそれがないことから、市街化調整区域でも許可できることとする。

(1) 障害福祉サービス（生活介護、短期入所、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。）

又は老人居宅生活支援事業（小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）

- る。)の用に供する建築物等で、市町村長が必要と認め、かつ、敷地面積が3,000平方メートルを超えないものを建設する目的で行う開発行為
- (2) 幹線道路沿いの区域において居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を店舗、事務所等に変更して有効活用する目的で行う建築物の用途の変更
- 2 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正
- (1) 車いす使用者に配慮したエレベーターに関する基準を適用する特別特定建築物の規模は、1,000平方メートル以上（現行 2,000平方メートル以上）とする。
- (2) その他の移動等円滑化基準を適用する特別特定建築物の規模は、その用途に応じ、次のとおりとする。
- ア 学校、病院、映画館等、集会場、官公署、公共体育館等、図書館等及びターミナル 全て（現行 100平方メートル、500平方メートル又は1,000平方メートル以上）
- イ 飲食店又はサービスを営む店舗 100平方メートル以上（現行 200平方メートル又は500平方メートル以上）
- ウ ホテル及び旅館 10室以上、かつ、200平方メートル以上（現行 1,000平方メートル以上）
- エ 展示場又は公共用でない体育館等 500平方メートル以上（現行 1,000平方メートル以上）
- (3) 車いす使用者用客室の設置を要するホテル及び旅館を客室数25室以上（現行 50室以上）とするとともに、その数を客室数の50分の1以上等（現行 1室）とする。また、当該ホテル及び旅館は、車いす使用者用客室以外に、回転灯のある聴覚障害者用客室を車いす使用者用客室と同数設けなければならない。
- (4) 車いす使用者用便房にベビーベッド等を設けなければならない特別特定建築物の範囲及び音声誘導装置を設けなければならない特別特定建築物の範囲を拡大する。
- (5) 便所には、車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を備える便房を1以上設けなければならない。また、小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けなければならない。
- (6) 全ての官公署、ターミナル、2,000平方メートル以上の病院・映画館等・集会場・公共体育館等・図書館等、5,000平方メートル以上の百貨店等・ホテルには、車いす使用者用便房以外にベビーベッドを設けなければならない。
- (7) 全ての官公署、50平方メートル以上の公衆便所及び5,000平方メートル以上の特別特定建築物の駐車場に設けられる車いす使用者用駐車施設には、屋根を1台分以上設けなければならない。
- (8) 5,000平方メートル以上の映画館等・集会場・ホテル・官公署・公共体育館等・図書館等・ターミナルには、休憩スペースを設けなければならない。
- (9) 全ての官公署及び2,000平方メートル以上のターミナルには、聴覚障害者に緊急情報の内容を伝達する設備を設けなければならない。
- (10) 劇場、観覧場、映画館、演芸場、競技場等の観覧席及び案内カウンターは、車いす使用者が円滑に利用できる構造とするよう努めなければならない。
- (11) その他所要の規定の整備を行う。
- 3 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正
- (1) 適切な場所への立地を誘導する大規模集客施設を、その用途に供する部分の床面積が1,500平方メートル以上の店舗及び飲食店に限定する。
- (2) 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地区計画の区域において行う大規模店舗の設置については、商業地域等への設置と同様に、届出を要しないこととする。
- (3) 設置届に対する知事意見について異議の申出があったときは、届出をした施設設置者に通知することとし、当該通知後6月を経過するまでの間、設置工事に着手してはならないこととする。
- (4) 知事意見の記載等について所要の規定の整備を行う。
- 4 施行期日等
- (1) 施行期日は、平成28年4月1日とする2に関する事項を除き、平成28年1月1日とする。
- (2) 2及び3について、所要の経過措置を講ずる。

(3) 2は、施行後5年を経過したときは、条例の規定等について検討を加える。

条 例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 使用済物品回収業の規制（第7条－第10条）
- 第3章 雑則（第11条－第15条）
- 第4章 罰則（第16条－第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、使用済物品等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、美しく快適で安全な生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であって、農業機械に該当するもの

イ 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車

ウ 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）

エ 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車のタイヤ

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車

カ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器

キ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項に規定する小型電子機器等

ク アからキまでに掲げるもののほか、金属及び金属以外の材料のいずれもが含まれる物品であって、放置されると生活環境が悪化するおそれがあるものとして規則で定めるもの

（2）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

（3）使用済物品回収業 使用済物品（廃棄物となったものを除く。）の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業

イ 使用済物品をそのまま又は修理を行ってその本来の用途に供する者へ販売することを目的として収集を行う事業

（県民の責務）

第3条 県民は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の適正な処分に努めるものとする。

（事業者の責務）

第4条 使用済物品を所有し、占有し、又は管理する事業者は、この条例及び廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法、小型家電リサイクル法その他の法令に従い、使用済物品の保管及び処分を適正に行い、美しく快適

で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地において使用済物品が放置されないよう、適正な土地の管理に努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、県民及び市町村と協力して、使用済物品又は放射性物質の放置による生活環境の悪化を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 使用済物品回収業の規制

(使用済物品回収業の届出)

第7条 使用済物品回収業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 収集又は運搬を行う使用済物品の品目及び数量
- (3) 使用済物品を保管する場所、期間及び方法
- (4) 使用済物品回収業を継続して営むための事業計画
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第14条第1項の規定による命令に従うことにより生ずる変更その他規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

(使用済物品の保管等)

第8条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を屋外で保管するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 次に掲げる要件を満たす場所で保管すること。
 - ア 周囲に囲いが設けられていること。
 - イ 規則で定めるところにより、見やすい箇所に使用済物品の保管場所である旨その他使用済物品の保管に關し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
- (2) 保管の方法が、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ア 使用済物品が飛散し、又は流出しないものであること。
 - イ 使用済物品から汚水又は廃液が漏れ出し、及び地下に浸透しないものであること。
 - ウ 使用済物品から悪臭が発散しないものであること。
 - エ 規則で定める高さを超えて使用済物品を積み上げないものであること。
- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な保管を図るための基準として規則で定めるもの

2 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を運搬するときは、次に掲げる基準に従わなければならない。

- (1) 使用済物品の飛散及び流出を防止することができる構造又は設備を有する車両を使用すること。
- (2) 車両の前後に、規則で定めるところにより、使用済物品を運搬する車両である旨その他必要な事項を表示すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用済物品の適正な運搬を図るための基準として規則で定めるもの

3 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品が廃棄物となったときは、遅滞なく、これを処分しなければならない。

(記録の作成等)

第9条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品を受け取り、又は引き渡したときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 取引の年月日
- (2) 使用済物品の品目及び数量

2 使用済物品回収業を営む者は、規則で定めるところにより、前項の記録をその作成の日から3年間、保存しておかなければならない。

(使用済物品回収業の廃止)

第10条 使用済物品回収業を営む者は、使用済物品回収業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出るとともに、所有する使用済物品を売却その他の適切な方法により処分しなければならない。

第3章 雑則

(使用済物品等の放置の禁止)

第11条 何人も、使用済物品又は放射性物質を屋外に放置して、周辺的生活環境を悪化させてはならない。

2 前項の規定に違反して使用済物品又は放射性物質が屋外に放置されていることを発見した者は、知事にその旨を通報することができる。

(報告及び検査)

第12条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、使用済物品回収業を営む者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用済物品回収業を営む者の事務所若しくは使用済物品が保管されている場所に立ち入り、第9条第1項の記録、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び助言)

第13条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、使用済物品の収集、運搬又は保管をする者に対し、使用済物品の収集、運搬又は保管に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(改善命令)

第14条 知事は、使用済物品回収業を営む者が第8条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の保管又は収集の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、使用済物品回収業を営んでいた者が第10条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、使用済物品の移動、処分その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第14条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- (3) 第9条第2項の規定に違反して記録を保存しなかった者
- (4) 第12条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年7月1日から施行する。

(鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の廃止)

2 鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例(平成13年鳥取県条例第39号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に使用済物品回収業を営んでいる者に対する第7条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成28年4月30日までに」とする。この場合において、前項の規定による廃止前の鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定による届出は、第7条第1項の規定による届出とみなす。
- 4 この条例の施行前にされた旧条例第9条、第10条又は第11条第1項の規定による指導、勧告若しくは命令又は報告若しくは立入検査については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

地方創生の推進を図るためのまちづくり関係条例の整備に関する条例

(鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取縣市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
略			略		
9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的	区分決定日以前に造成工事が完了し若しくは施行中であつた住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第8項に規定する施行区域	建築基準法別表第2（い）項第1号又は第2号に掲げる建築物	9 当該区域の所在する市町村の区域内に他に自己用住宅とすることができる建築物を所有しておらず、かつ、当該市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地も所有していない者が、自己用住宅を建設する目的	区分決定日以前に造成工事が完了し又は施行中であつた住宅団地として知事が鳥取県開発審査会の議を経て認定したものの区域、又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第8項に規定する施行区域	建築基準法別表第2（い）項第1号又は第2号に掲げる建築物
10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2	当該市町村の長が適当と認めた区域	社会福祉施設（敷地面積が3,000平方メートルを超えず、かつ、延床面積が1,500平方メートル以下のものに限る。）			

<p>第5項に規定する小規模多機能型住宅介護事業若しくは同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する建築物等（市町村の長が必要と認めたものに限る。以下「社会福祉施設」という。）を建設する目的</p>					
<p>11 居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物の用途を変更して有効活用する目的</p>	<p>幹線道路（交通量の多い道路をいう。）沿いの区域（所在する市町村の長の申出により、知事が鳥取県開発審査会の意見を聴いて定め、告示する区域に限る。）</p>	<p>店舗、事務所その他これらに類する建築物</p>			

（鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正）

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 前文 第1章～第3章 略 <u>第4章 車いすが利用しやすい施設の整備（第25条・第26条）</u> <u>第5章 雑則（第27条）</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>福祉のまちづくり 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、誰もが自らの意思で行動し、社会、経済、文</u></p>	<p>目次 前文 第1章～第3章 略 <u>第4章 雑則（第25条）</u> 附則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>福祉のまちづくり 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ること等により、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保して、誰もが</u></p>

<p>化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。</p>	<p>自らの意思で行動し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができる社会の構築に向けた地域環境の整備を推進することをいう。</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(県の責務)</p>	<p>(県の責務)</p>
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。</u></p>	<p>2 県は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、<u>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を率先して講ずるとともに、市町村が設置し、又は管理する公共的施設等における当該措置の実施を促すものとする。</u></p>
<p>(事業者の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p>
<p>第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>第4条 事業者は、自ら設置し、又は管理する公共的施設等について、<u>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 事業者は、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。</u></p>	<p>3 事業者は、<u>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。</u></p>
<p>4 住宅を供給する事業を営む者は、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。</u></p>	<p>4 住宅を供給する事業を営む者は、<u>高齢者、障害者等が安全かつ快適な生活ができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。</u></p>
<p>(県民の責務)</p>	<p>(県民の責務)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 県民は、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。</u></p>	<p>3 県民は、<u>高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう配慮して整備された公共的施設等において、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。</u></p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>(基本方針)</p>	<p>(基本方針)</p>
<p>第6条 県は、<u>高齢者、障害者等をはじめとする全ての</u></p>	<p>第6条 県は、<u>高齢者、障害者等の自立した日常生活</u></p>

の者の自立した日常生活及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者、障害者等をはじめとする全ての者の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての者が安全かつ快適に利用できる施設の整備に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)

(3)～(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模(当該規模に満たない特別特定建築物の建築(以下この条において「小規模建築」という。))をする場合におい

及び社会生活が確保されるよう、高齢者、障害者等の福祉に関する計画その他高齢者、障害者等の福祉に関する施策との連携を図りながら、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

(1) 略

(2) 高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図るよう公共的施設等の整備を推進すること。

(福祉教育の推進)

第8条 県は、児童及び生徒が福祉のまちづくりについての理解を深め、高齢者、障害者等に対する思いやりの心をはぐくむよう、体験学習、ボランティア活動その他必要な教育活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 県は、高齢者、障害者等をはじめとするすべての県民が安全かつ快適に利用できる施設の整備に資する技術その他の福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(特別特定建築物の追加)

第13条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号に規定する一般電気事業又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所(以下「公益事業の事務所」という。)

(3)～(6) 略

(建築の規模の引下げ)

第14条 別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物については、法第14条第3項の条例で定める建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更(以下「増築等」という。))の場合にあっては、当該増築等に係る部分の床面積。以下同

て、当該特別特定建築物の床面積（増築若しくは改築又は用途の変更（以下「増築等」という。）の場合にあつては、当該増築等に係る部分（耐震改修により増加する部分を除く。）の床面積。以下同じ。）の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模とする。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、建築物移動等円滑化基準のうち次に掲げるものは、適用しない。

(1) 令第18条第2項第1号、第3号、第4号及び第7号に定める基準

(2) 主たる出入口に係る令第18条第2項第2号イに定める基準（幅70センチメートルを超える部分に限る。）

(3) 便所の出入口に係る令第18条第2項第2号に定める基準

（建築物移動等円滑化基準の付加等）

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、前条に定める規模の特別特定建築物の建築についても適用する。

（廊下、階段及び傾斜路）

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当

じ。）の合計が同表の右欄に定める面積（当該規模に満たない特別特定建築物の建築（以下この条において「小規模建築」という。）をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、当該小規模建築の規模）とする。

（建築物移動等円滑化基準の付加等）

第15条 略

2 前項の事項は、この条例に別段の定めのある場合を除くほか、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物であつて、床面積の合計が同表の右欄に定める面積以上のもの及び当該規模に満たない特別特定建築物であつて、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるものについても適用する。

（廊下、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第16条 廊下等の下端近接部分（階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の下端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）をいう。以下同じ。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、次のい

する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜路の勾配が20分の1を超えない場合

(2) 傾斜路の高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない場合

(3) 自動車の駐車のための施設である場合

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 段差のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 前項第3号に該当する場合

3 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 傾斜のある部分と連続して手すりを設ける場合

(2) 第1項各号のいずれかに該当する場合

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 車いす使用者用便房以外に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上設けること。

(4) 小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設けること。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむつの交換ができる場

ずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(2) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の下端に近接するもの

(3) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

2 階段の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が前項第3号に定めるもの、又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

3 傾斜路の踊場の下端近接部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該下端近接部分が第1項各号のいずれかに該当するもの、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

(便所)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 略

(2) 別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備を設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。ただし、他におむ

所を設ける場合は、この限りでない。

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、次に掲げる設備をいずれも1以上設けるとともに、当該便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ア ベビーベッドその他の乳幼児のおむつの交換ができる設備（他におむつの交換ができる場所を設ける場合を除く。）

イ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(ホテル又は旅館の客室)

第18条 ホテル又は旅館には、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室及び聴覚障害者が円滑に利用できる客室（以下「聴覚障害者用客室」という。）を、いずれも次に掲げる数以上設けなければならない。

(1) 客室の総数が25以上200以下の場合 客室の総数を50で除して得た数

(2) 客室の総数が200を超える場合 客室の総数を100で除して得た数に2を加えた数

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(4) 略

3 聴覚障害者用客室は、回転灯その他の聴覚障害者に緊急情報を伝達することができる設備を設けなければならない。

(駐車場)

第18条の2 車いす使用者用駐車施設は、表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ、かつ、雨水等でぬかるまないようにするとともに、区画線等でそ

つの交換ができる場所を設ける場合は、この限りでない。

3 車いす使用者用便房は、次に掲げるものでなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、ベッドその他の高齢者、障害者等が円滑に衣類又は装身具の交換ができる設備を設け、当該便房及びその設置されている便所の出入口にその旨の表示を行うこと。

4・5 略

(ホテル又は旅館の客室)

第18条

車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

(1)～(4) 略

の範囲を明確にしなければならない。

2 次に掲げる場合は、1以上の車いす使用者用駐車施設に、乗降の際の降雨及び降雪の影響を少なくできる屋根を設けなければならない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公衆便所の建築をする場合

(3) 床面積の合計が5,000平方メートル以上である特別特定建築物の建築をする場合

(移動等円滑化経路)

第19条 地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等（令第18条第3項に規定する場合にあっては、建築物の車寄せ。以下同じ。）から当該利用居室までの経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、床面積の合計が500平方メートルに満たない特別特定建築物については、地上階の直上階又は直下階に設ける利用居室において提供されるサービスを地上階に設ける利用居室においても提供できるときは、この限りでない。

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 当該出入口に風除室を設ける場合

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害者を誘導する設備

(移動等円滑化経路)

第19条

移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、屋外に面するものは、次に掲げるものであること。

ア 特別特定建築物の床面積の合計が100平方メートル（公衆便所にあっては、50平方メートル）以上であるとき、及び当該規模に満たない特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計に当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築する他の特別特定建築物（公衆便所を除く。）の床面積の合計を加えた面積が1,000平方メートル以上となるときは、出入りの際における降雨及び降雪の影響を少なくできるひさし又は屋根を設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア)・(イ) 略

イ 別表第4の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該出入口の外側に音声により視覚障害

を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル未満の建築物について用途の変更をして特別特定建築物にする場合は、この限りでない。

イ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該建築の規模が同表の右欄に定める規模であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 公共体育館等（一般公共の用に供される体育館又は水泳場をいう。以下同じ。）若しくはボーリング場又は遊技場

エ 次に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上であるときは、当該廊下等に高齢者、障害者等が休憩することができる場所を設け、休憩のための椅子その他の家具を置くこと。

(ア) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

(イ) 集会場又は公会堂

(ウ) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

(エ) ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）

(オ) 保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署

(カ) 公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場

(キ) 博物館、美術館又は図書館

(ク) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの（以下「ターミナル」という。）

者を誘導する設備を設けること。

(2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。

ア 末端付近は、車いすの転回に支障のない構造とすること。

イ 別表第5の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児の授乳及びおむつの交換ができる場所を設け、当該場所の出入口にその旨の表示を行うこと。

ウ 別表第6の左欄に掲げる特別特定建築物の建築をする場合において、当該特別特定建築物の床面積が同表の右欄に定める面積以上であるときは、当該廊下等に近接した場所に乳幼児を預かることができる部屋を設け、当該部屋の出入口にその旨の表示を行うこと。

(3) 当該移動等円滑化経路のうち車いす使用者用
駐車施設から屋外に面する出入口までの間は、表
面が雨水等でぬかるまないようにすること。

(4) 略

(5) 略

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

(案内設備)

第21条の2 次に掲げる場合は、令第20条第1項の規
定により設ける設備の付近に、回転灯その他聴覚障
害者に緊急情報の内容を伝達することができる設備を
設けなければならない。ただし、聴覚障害者の利用
上支障がないものとして知事が定める場合は、この
限りでない。

(1) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が
利用する官公署の建築をする場合

(2) 床面積の合計が2,000平方メートル以上であ
るターミナルの建築をする場合

(案内設備までの経路)

第21条の3 次に掲げる場合であって、道等に線状ブ
ロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類する
ものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周
囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこ
とにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)が敷
設されているときは、当該敷設された場所から案内
設備までの経路のうち1以上を視覚障害者移動等円
滑化経路(公益事業の事務所にあつては、準視覚障
害者移動等円滑化経路)にしなければならない。

(1) 病院若しくは診療所、保健所、税務署その他
の不特定かつ多数の者が利用する官公署又はター
ミナルの建築をする場合

(2) 床面積の合計が50平方メートル以上である公
衆便所の建築をする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、床面積の合計が
1,000平方メートル以上の特別特定建築物の建築
をする場合

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規
定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 略

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室

(3) 略

(4) 略

(公益事業の事務所の特例)

第21条 略

(増築等に関する適用範囲)

第22条 増築等の場合には、第16条から前条までの規
定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

(1) 略

(2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室

(共同住宅にあつては各住戸を、公益事業の事務所にあつては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を含む。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3)～(5) 略

2 略

(適合証の交付)

第24条 略

第4章 車いすが利用しやすい施設の整備

(観客席の構造)

第25条 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、競技場その他多数の者が利用する施設(以下「劇場等」という。)の観客席には、知事が別に定めるところにより、車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用客席」という。)を設けるよう努めなければならない。

2 車いす使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 床は平坦であること。

(2) 車いす使用者1人につき、幅90センチメートル以上、奥行き120センチメートル以上とすること。

(3) 車いす使用者が前列の観客に遮られずに舞台等を見ることができるようになること。

(4) 他の客席より高い位置に設けるときは、脱輪しない構造とすること。

(受付カウンターの構造)

第26条 劇場等の受付カウンターのうち1以上は、次に掲げる構造のものとするよう努めなければならない。

(1) 高さは、70センチメートル程度とすること。

(2) その下部に、車いす使用者に配慮した空間を確保すること。

第5章 雑則

(規則への委任)

第27条 略

別表第8 (第21条関係)

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点

(共同住宅にあつては各住戸を、公益事業の事務所にあつては視覚障害者が利用する窓口又は案内所を、それぞれ含む。以下同じ。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(3)～(5) 略

2 略

(適合証の交付)

第24条 略

第4章 雑則

(規則への委任)

第25条 略

別表第8 (第21条関係)

1 当該準視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等 (床面

<p>状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p>	<p>に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>2～7 略</p>
--	--

第3条 鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第14条関係）

区 分		規 模
特別支援学校	令第18条第2項第5号に定める基準を適用する場合（以下「エレベーターの場合」という。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
各種学校又は専修学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	令第18条第2項第2号（主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第7号に定める基準を適用する場合（以下「玄関及び敷地内通路の場合」という。）	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
特別支援学校、各種学校又は専修学校以外の学校	令第14条第1項に定める基準を適用する場合	床面積の合計2,000平方メートル以上
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
病院	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
診療所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
集会所又は公会堂	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

		トル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
展示場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
ホテル又は旅館	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	客室の総数が10以上、かつ、床面積の合計200平方メートル以上
公益事業の事務所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
共同住宅、寄宿舎又は下宿	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等又はボーリング場	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
遊技場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
第13条第5号に掲げる体育館、水泳場、ボーリング場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

その他これらに類する運動施設		トル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
公衆浴場	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
飲食店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計100平方メートル以上
理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計200平方メートル以上
自動車教習所等	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	エレベーターの場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	全て
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上
公衆便所	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計50平方メートル以上
公共用歩廊	玄関及び敷地内通路の場合	全て
	その他の建築物移動等円滑化基準を適用する場合	床面積の合計1,000平方メートル以上

備考 工事期間中に限ってその用途に供される仮設建築物（令第5条に定める用途のうち床面積の合計が2,000平方メートル以上のものを除く。）は、特別特定建築物には含まれないものとする。

別表第2（第17条関係）

病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上

ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計1,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計500平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第3（第17条関係）

病院	床面積の合計2,000平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第4（第17条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計2,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計2,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計2,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計2,000平方メートル以上
ターミナル	全て
公衆便所	床面積の合計50平方メートル以上

別表第5（第19条関係）

特別支援学校	全て
病院	全て
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計1,000平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計2,000平方メートル以上
保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	全て
公共体育館等	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
郵便局又は銀行	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	全て

別表第6（第19条関係）

病院	床面積の合計100平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計1,000平方メートル以上
集会場又は公会堂	床面積の合計500平方メートル以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計5,000平方メートル以上
ホテル（宿泊者以外の利用がある場合に限る。）	床面積の合計5,000平方メートル以上

保健所、税務署その他の不特定かつ多数の者が利用する官公署	床面積の合計100平方メートル以上
公共体育館等若しくはボーリング場又は遊技場	床面積の合計1,000平方メートル以上
博物館、美術館又は図書館	床面積の合計1,000平方メートル以上
ターミナル	床面積の合計100平方メートル以上

(鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正)

第4条 鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県大規模店舗立地誘導条例</u></p>	<p><u>鳥取県大規模集客施設立地誘導条例</u></p>
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 <u>大規模店舗</u>の立地の誘導(第8条—第17条)</p> <p>第3章 雑則(第18条—第20条)</p> <p>附則</p> <p>本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。</p> <p>しかし、<u>近年では、自家用車の普及等を背景として、住民生活に必要な不可欠なサービスを提供する店舗の都市周辺部への立地が進み、中心地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、それが更なる店舗の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。</u></p> <p>今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの<u>店舗の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、自家用車を利用しない者にとっては必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり、地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。</u></p> <p>また、<u>人や物の輸送等による二酸化炭素排出量の増大や周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条—第7条)</p> <p>第2章 <u>大規模集客施設</u>の立地の誘導(第8条—第17条)</p> <p>第3章 雑則(第18条—第20条)</p> <p>附則</p> <p>本県には、都市部はもちろん農村部にも、長い歴史の中で一定の都市機能を集積させ、周辺から多くの人々が集まり、交流する拠点となっている地域が存在する。そうした地域は、その周辺部を含めた広域の経済的・文化的な中心地として、当該広域の社会全体を支えてきた。</p> <p>しかし<u>近年では、人口の都市集中、核家族化の進展等に伴う住宅地の拡大、自家用車の普及等を背景として、大規模集客施設等の都市周辺部への立地が進み、中心地域に集積していた都市機能が急速に流出・拡散しつつある。このため、当該地域では空き家、空き店舗等が増加し、住民や来訪者が減少して、様々な公共サービスが効率的に提供できなくなり、それが更なる都市機能の流出・拡散を招くという悪循環が生じている。</u></p> <p>今後、少子化による人口減少が避けられない中で、こうした中心地域からの<u>都市機能の流出・拡散を放置しては、その周辺部を含めた広域全体が、子どもや高齢者など自家用車に頼れない人は必要な生活サービスも満足に受けられない暮らしにくい地域となり、人口減少に拍車がかかり地域に根付いた文化、産業等を支えていくことさえ困難になるおそれがある。</u></p> <p><u>また、今後は生産年齢人口の減少により経済が縮小し、税収が落ち込み、道路その他の社会資本の整備・維持も困難になると思われる。また、輸送等に係るエネルギー効率の悪化による二酸化炭素排出量の増大</u></p>

今こそ、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、誰もが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して大規模店舗の立地の誘導に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大規模店舗の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための手続等を定めることにより、コンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 大規模店舗 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち、これらの用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超えるものをいう。

(3) 大規模店舗の設置 大規模店舗を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は改築にあ

や、周辺部の開発による自然の減少により、環境への負荷が増大することも懸念される。

今こそ、都市機能の流出・拡散を抑制し、中心地域にある既存の都市機能の集積を有効に活用しつつ、その周辺部に残る豊かな自然を守り、だれもが暮らしやすく環境への負荷も少ない、持続的に発展していくことが可能な地域を創り上げていかなければならない。
そのためには、都市機能の集積動向に大きな影響を与える大規模集客施設の立地を適切な場所に誘導していくことが非常に重要である。

この重要課題に対し、県、市町村、事業者及び県民が、広域的な視点から連携・協働して積極的に取り組み、もって新しい時代にふさわしいコンパクトなまちづくりの推進に資することができるよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大規模集客施設の立地について、基本方針を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、広域的な見地からこれを適切な場所へと誘導するための基本的な手続等を定めることにより、都市機能の流出・拡散を抑制し、もってコンパクトなまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 集客施設 劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物（その一部が他の用途に供されるものを含む。）及びそれらと一体的に運営される可能性があるものとして規則で定めるそれら以外の建築物をいう。

(3) 大規模集客施設 それを構成する各建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計（以下「総床面積」という。）が1,500平方メートルを超える集客施設をいう。

(4) 大規模集客施設の設置 大規模集客施設を新設し、増築し、若しくは改築すること（増築又は

っては、規則で定める規模又は内容のものに限る。)又は大規模店舗に該当しない建築物を増築等(増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。)により大規模店舗にすることをいう。

(4) 関係市町村 大規模店舗の敷地(建築物が設置される土地、及びその周辺の土地(当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。))をいう。以下同じ。)の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)及びこれに隣接する市町村をいう。

(5) 施設設置者 大規模店舗の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

(基本方針)

第3条 大規模店舗の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

(1) 大規模店舗は、その立地について、関係市町村の住民(関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。)の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

(2) 大規模店舗は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

(3) 大規模店舗は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、全ての関係市町村の長がそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき(次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。)は、この限りでない。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域(同法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域を除く。)

イ～オ 略

(県の責務)

第4条 県は、前条の方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、自らが策定する地域計画(都市

改築にあつては、規則で定める規模又は内容のものに限る。)又は大規模集客施設に該当しない建築物を増築等(増築若しくは改築又は用途変更をいう。以下同じ。)により大規模集客施設にすることをいう。

(5) 関係市町村 大規模集客施設の敷地(建築物が設置される土地、及びその周辺の土地(当該建築物を使用し又は管理する者がその効用を増加させるために所有権その他の権原に基づいて使用し又は管理すると認められるものに限る。))をいう。以下同じ。)の所在する市町村(以下「立地市町村」という。)及びこれに隣接する市町村をいう。

(6) 施設設置者 大規模集客施設の設置を行い、又は行おうとする者をいう。

(基本方針)

第3条 大規模集客施設の立地は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するよう、次の方針に基づき適切な場所へと誘導するものとする。

(1) 大規模集客施設は、その立地について、関係市町村の住民(関係市町村の区域内に事務所又は事業場を有する者を含む。以下「関係住民」という。)の理解を得るため必要な努力が払われた場所に立地させること。

(2) 大規模集客施設は、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地させること。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるときは、この限りでない。

(3) 大規模集客施設は、次に掲げる地域には立地させないこと。ただし、関係市町村の長がすべてそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めるとき(次に掲げる地域ごとに、それぞれに規定する法律又は条例に適合するときに限る。)は、この限りでない。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域

イ～オ 略

(県の責務)

第4条 県は、前条の方針(以下「基本方針」という。)にのっとり、自らが策定する地域計画(都市

計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。)を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模店舗の立地をコンパクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、大規模店舗の立地が、当該市町村の住民の生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとすよう努めるとともに、大規模店舗の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

(施設設置者の責務)

第6条 施設設置者は、大規模店舗の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針ののっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模店舗の立地が、自らの生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模店舗の立地の誘導

(設置届)

第8条 施設設置者は、大規模店舗の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模店舗の名称
- (2) 大規模店舗の所在地

計画法第4条第1項に規定する都市計画その他の地域づくりに関する計画をいう。以下同じ。)を県内におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとするとともに、大規模集客施設の立地をコンパクトなまちづくりの推進と調和させるため、関係市町村の地域計画を尊重しつつ、県民の生活環境の保全、生活上の利便等にも配慮して、施設設置者に必要な指導監督を行い、関係者間の意見調整を図りながら、広域的な見地から大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、大規模集客施設の立地が、当該市町村の住民の生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、隣接する市町村等も含めた広域的な地域の在り方に大きな影響を与えるものであることを認識し、基本方針を踏まえつつ、自らが策定する地域計画を広域におけるコンパクトなまちづくりの推進に配慮したものとすよう努めるとともに、大規模集客施設の立地を適切な場所へと誘導するため、県、隣接する市町村等と協調して必要な指導調整を行うものとする。

(施設設置者の責務)

第6条 施設設置者は、大規模集客施設の立地について、市町村や県民の意向を尊重しつつ、基本方針ののっとり、県の指導監督に従って、それがコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとなるよう取り組むものとする。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本方針を踏まえつつ、大規模集客施設の立地が、自らの生活環境の保全、生活上の利便等のみならず、コンパクトなまちづくりの推進に及ぼす影響も考慮して、それが適切な場所で行われるよう、県及び市町村の取組に協力するものとする。

第2章 大規模集客施設の立地の誘導

(設置届)

第8条 施設設置者は、大規模集客施設の設置について、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 大規模集客施設の名称
- (2) 大規模集客施設の敷地の所在地

<p>(3) <u>大規模店舗</u>の用途</p> <p>(4) <u>大規模店舗</u>の総床面積</p> <p>(5) <u>大規模店舗</u>の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日</p> <p>(6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあつては、予定集客数（<u>大規模店舗</u>で予定している客の数をいう。以下同じ。）</p>	<p>(3) <u>大規模集客施設</u>の用途</p> <p>(4) <u>大規模集客施設</u>の総床面積</p> <p>(5) <u>大規模集客施設</u>の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する予定の日</p> <p>(6) 規則で定める軽微な増築等以外の場合にあつては、予定集客数（<u>大規模集客施設の全体</u>で予定している客の数をいう。以下同じ。）</p>
<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>大規模店舗</u>の設置については、適用しない。</p>	<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>大規模集客施設</u>の設置については、適用しない。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画（主として商業その他の業務の利便を増進するため定めるものに限る。）の区域において行われるもの</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定による届出（以下「設置届」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(1) <u>大規模店舗</u>の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面</p>	<p>(1) <u>大規模集客施設</u>の敷地の区域及び面積、各建築物の配置、用途及び規模並びに構造設備の概要を記載した図面</p>
<p>(2) 略</p>	<p>(2) 略</p>
<p>(3) <u>大規模店舗</u>が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類</p>	<p>(3) <u>大規模集客施設</u>が、別表第1の左欄に掲げるその規模に応じ、同表の右欄に定める要件を備えた場所に立地することを証する書類</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>4 設置届は、<u>大規模店舗</u>の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p>	<p>4 設置届は、<u>大規模集客施設</u>の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(住民説明会)</p>	<p>(住民説明会)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあつては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次条において同じ。）及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するととも</p>	<p>5 設置届出者は、住民説明会（前項の規定により住民説明会を開催しなかった場合にあつては、同項第3号の代替措置とする。以下同じ。）を終了したときは、規則で定めるところにより、住民説明会で関係住民が述べた意見（<u>届出施設の設置が商品又は役務の地域的な需給状況に及ぼす影響に関するもの、その他コンパクトなまちづくり、関係市町村における地域づくり、関係住民の生活環境の保全、生活上の利便等に関係のない事項に関するものを除く。次</u></p>

に、速やかに公表しなければならない。

(関係市町村長等の意見)

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模店舗の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

2～4 略

(知事の意見)

第11条 知事は、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずる必要があると認めるときは、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、当該対策を講ずべきであるとの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。この場合において、知事は、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を勘案するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知をする必要がないと認めるときは、その旨を設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

3 知事は、前2項の規定による通知をしたときは、その通知内容（以下「知事意見等」という。）の概要を公告するものとする。

4 設置届出者は、第1項の規定による通知を受けた場合において、届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。

5 略

条において同じ。)及び当該意見に対する設置届出者の見解の概要を、遅滞なく知事に報告するとともに、速やかに公表しなければならない。

(関係市町村長等の意見)

第10条 知事は、設置届があったときは、関係市町村の長に対し、速やかにその設置届出書類の写しを送付するとともに、当該設置届に係る大規模集客施設の設置（以下「届出施設の設置」という。）について、縦覧期間内に書面で意見を述べるよう求めるものとする。

2～4 略

(知事の意見)

第11条 知事は、設置届があった日の翌日から起算して4月以内に、第9条第5項及び前条第4項の意見及び見解を踏まえつつ、基本方針に基づき、届出施設の設置について、次の各号のいずれかの意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを関係市町村の長に送付するものとする。

(1) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

(2) 届出施設の設置は、適切な対策が講じられなければ、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものとなるおそれがある。

(3) 届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和しないものである。

2 知事は、前項の規定による通知をしたときは、その通知した意見（以下「知事意見」という。）及び理由の概要を公告するものとする。

3 設置届出者は、第1項第2号の意見を踏まえ、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じることとしたときは、規則で定めるところにより、当該対策の内容等を知事に報告しなければならない。

4 略

(知事意見等への異議)

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見等に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。

(1) 略

(2) 関係市町村の長 前条第1項又は第2項の規定による送付を受けた日

(3) 関係住民 前条第3項の規定による公告のあった日

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、次に掲げる不備がある場合及び当該申出をした者が設置届出者である場合を除き、その旨及び異議の内容を設置届出者に通知するものとする。

(1)～(3) 略

3 知事は、第1項の規定による申出を受けた場合において、前項に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外のときは、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見等を変更するものとする。

4 略

5 知事は、第3項の規定により申出を却下し、若しくは棄却し、又は知事意見等を変更して前条第1項の規定による通知をする必要がないと認めた場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合にあつては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。

6 知事は、第3項の規定により知事意見等を変更して届出施設の設置についてコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講ずべきであるとの意見を述べることとした場合には、当該意見をその理由と併せて設置届出者に通知するとともに、その写しを当該申出をした者に送付するものとする。この場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(勧告)

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき

(知事意見への異議)

第12条 次の各号に掲げる者は、知事意見に異議があるときは、当該各号に定める日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出ることができる。

(1) 略

(2) 関係市町村の長 前条第1項の規定による送付を受けた日

(3) 関係住民 前条第2項の規定による公告のあった日

2 知事は、前項の規定による申出を受けた場合において、次に掲げる不備があるときは、当該申出を却下し、それ以外のときは、当該申出の内容を審査した上で、当該申出に理由がないと認める場合は、これを棄却し、理由があると認める場合は、知事意見を変更するものとする。

(1)～(3) 略

3 略

4 知事は、第2項の規定により申出を却下し、棄却し、又は知事意見を変更した場合には、その旨をその理由と併せて当該申出をした者（その者が設置届出者でない場合において、知事意見を変更したときにあつては、その者及び設置届出者）に通知するとともに、公告するものとする。

5 第2項の規定により知事意見を変更した場合において、当該変更後の意見が前条第1項第2号に該当するものであるときは、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(勧告)

第13条 知事は、別表第2の左欄に掲げる場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じるおそれがあると認めるとき

は、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

2～4 略

(中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模店舗の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模店舗の設置の中止又は既に設置されている大規模店舗の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模店舗 (大規模店舗にしようとした建築物又は大規模店舗であった建築物を含む。以下同じ。)の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模店舗の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 略

(2) 前項の規定による命令に従って大規模店舗の設置が中止され、又は大規模店舗が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 略

(工事着手の制限)

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過する日(第12条第1項の規定による申出があったときは、同条第2項の規定による通知の日の翌日から起算して6月を経過する日。別表第2において同じ。)の翌日以降でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第2項の規定による通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) 略

ときは、施設設置者に対し、同表の中欄に定める措置をとるよう勧告することができる。ただし、同表の右欄に掲げる期日より後に、当該勧告をすることはできない。

2～4 略

(中止等の命令)

第14条 知事は、前条第1項の規定による勧告を受けた施設設置者が、正当な理由なくこれに従わない場合において、引き続き大規模集客施設の設置が行われ又はそれが存置されることによりコンパクトなまちづくりの推進に著しい支障が生じると認めるときは、当該施設設置者に対し、大規模集客施設の設置の中止又は既に設置されている大規模集客施設の廃止を命ずることができる。

2 知事は、次の各号に掲げる場合には、大規模集客施設 (大規模集客施設にしようとした建築物又は大規模集客施設であった建築物を含む。以下同じ。)の全部又は一部が存置されることにより、当該各号に定める事態となるのを防止するために必要な限度において、施設設置者に対し、当該大規模集客施設の全部又は一部の撤去、修繕その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(1) 略

(2) 前項の規定による命令に従って大規模集客施設の設置が中止され、又は大規模集客施設が廃止された場合 周辺における地域づくり、生活環境の保全、生活上の利便等に著しい支障が生じる事態

3 略

(工事着手の制限)

第15条 設置届出者は、設置届をした日の翌日から起算して6月を経過した後でなければ、設置工事に着手してはならない。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれに該当することとなった日の翌日以降、設置工事に着手することができる。

(1) 第11条第1項第1号の意見の通知を受けた場合において、第12条第1項に定める期間内に同項の規定による申出がなかったとき。

(2) 略

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模店舗の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模店舗及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動（以下「地域貢献活動」という。）を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2～4 略

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模店舗の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模店舗の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模店舗の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模店舗の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3・4 略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1) <u>集客施設（劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、勝舟投票券発売所又は場内車券売場の用に供される建築物をいう。以下同じ。）</u>
-------------------------	---

(地域貢献活動)

第18条 施設設置者は、大規模集客施設の設置が、コンパクトなまちづくりの推進と調和するのみならず、地域社会に貢献するものとなるよう、当該大規模集客施設及びその周辺地域において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動その他地域社会の活性化に資する活動（以下「地域貢献活動」という。）を、住民と協働で積極的に推進するものとする。

2～4 略

(立入検査等)

第19条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、施設設置者に対し、大規模集客施設の設置に関し報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、大規模集客施設の敷地若しくは施設設置者の事務所に立ち入らせ、当該敷地、大規模集客施設の設計図書その他の物件を検査させ、又は施設設置者、当該敷地の所有者、大規模集客施設の設計者若しくは設置工事の施工者若しくは監理者に対して質問させることができる。

3・4 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項の規定は、平成21年10月1日以後における大規模集客施設の設置について適用する。

3 前項に規定する大規模集客施設の設置について、この条例の施行前に第8条第4項に規定する確認若しくは許可の申請又は届出が行われているときは、同項の規定は適用しない。

別表第1（第3条、第8条関係）

総床面積が10,000平方メートルを超える規模	1 その敷地から1キロメートル以内の区域の状況が、次の要件に適合すること。 (1) <u>集客施設が合計100以上あること。</u>
-------------------------	---

<p>が合計100以上あること。 (2)～(5) 略 2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの(以下「主要交差点」という。)がある場合にあっては、その集客時飽和度(大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>	<p>(2)～(5) 略 2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの(以下「主要交差点」という。)がある場合にあっては、その集客時飽和度(大規模店舗に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>	<p>(2)～(5) 略 2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの(以下「主要交差点」という。)がある場合にあっては、その集客時飽和度(大規模集客施設に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>	<p>(2)～(5) 略 2 略 3 その敷地から2キロメートル以内の区域における道路整備及び道路交通の状況が、次の要件に適合すること。 (1) 略 (2) 複数の2車線以上の道路が交わる交差点であって信号機により交通管制が行われているもの(以下「主要交差点」という。)がある場合にあっては、その集客時飽和度(大規模集客施設に予定集客数があった場合における主要交差点の時間当たりの最大の交通量の、当該主要交差点の交通が飽和状態となる交通量に対する割合として、規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)が平日及び休日ともに0.9を超えないこと。</p>
略		略	

別表第2 (第13条関係)

<p>第11条第1項の規定による通知を受けた設置届出者が、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとし<u>ない場合又は届出施設の設置を中止しようとし<u>ない場合</u></u></p>	略
<p>設置届をせず、又は虚偽の設置届をして、大規模店舗の設置を行い、又は行おうとしている場合(重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届</p>	<p>(1) 知事が指示する期間は大規模店舗の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。 その事実を確認した日の翌日から起算して6月を経過する日</p>

別表第2 (第13条関係)

<p>第11条第1項第2号の意見の通知を受けた設置届出者が、<u>当該意見を踏まえ</u>、届出施設の設置をコンパクトなまちづくりの推進と調和するものとするための対策を講じようとし<u>ない場合</u></p>	略
<p>第11条第1項第3号の意見の通知を受けた設置届出者が、当該意見を踏まえ、届出施設の設置を中止しようとし<u>ない場合</u></p>	<p>届出施設の設置を中止すること。 設置届があった日の翌日から起算して6月を経過する日</p>
<p>設置届をせず、</p>	<p>(1) 知事が指示 その事実を</p>

をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。)	(2) 大規模店舗の設置を中止すること。 (3) 既に設置されている大規模店舗を廃止すること。	又は虚偽の設置届をして、大規模集客施設の設置を行い、又は行おうとしている場合(重要変更届をせず、又は虚偽の重要変更届をして、設置届と異なる内容で届出施設の設置を行い、又は行おうとしている場合を含む。)	する期間は大規模集客施設の設置を停止し、設置届その他この条例に定める手続を適切に行うこと。 (2) 大規模集客施設の設置を中止すること。 (3) 既に設置されている大規模集客施設を廃止すること。	確認した日の翌日から起算して6月を経過する日
略		略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条及び第3条の規定による改正後の鳥取県福祉のまちづくり条例の規定は、平成28年4月1日以後に開始する建築物の建築又は用途の変更について適用し、同日前に開始された建築物の建築又は用途の変更については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の鳥取県大規模集客施設立地誘導条例第8条第1項の規定による届出があった大規模集客施設の設置については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後5年を経過したときは、鳥取県福祉のまちづくり条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。